

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-0001
(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 3-8-21
(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ
氏 名 イー・アクセス株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお
代表取締役社長 千本 倅生

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見書

【弊社の基本的な考え方】

- ・ 携帯電話の加入者が8千万を超え定額制やデータ通信の高速化などがすすむなど、移動体通信市場は活況を呈しておりますが、一方で携帯事業者は現在3グループにとどまっており、ユーザからは料金の一層の低廉化もしくはデータ通信の定額化を望む声も強く見られます。
- ・ 弊社が主事業として提供するADSLが、規制緩和により正式に認められたのちに3年余りで1千万加入を超えたのは、多くの事業者が市場に参入し競争したからであります。携帯電話市場は、ことデータ通信については、メールやimodeなどの利用者を含めると、普及率は大変高いものの、ほとんどのユーザが未だ高い料金で遅い速度の利用を行っており、今後、ADSLのような競争による市場の拡大が望まれています。
- ・ 今回、電波利用料制度を従来の利用共益費用（手数料）としての概念から、経済的価値の概念を導入し、電波の有効利用の促進を図ることについて、歓迎します。
- ・ 日進月歩で技術革新がすすむ中、周波数の有効利用のための施策が迅速にとられ、より多くの事業者・技術に周波数が割り当てられ、競争が促進することを切に希望いたします。

【論点①】 新たな電波利用料のあり方

（1）電波利用者の負担の公平性について

- ・ 移動体市場と放送市場では売上規模が約7兆円と約2.7兆円に対し、電波利用料の負担は約450億円と35億円であり、その差が大きいと認識しています。平成15年度から8年間の暫定措置として地上TV放送局の電波利用料値上げが実施されましたが、依然としてその格差は大きいとため、今後も引き続き格差是正を要望いたします。
- ・ 電波利用料を電波の経済的価値で決めるとその結果、移動体事業者が多額の負担をすることになりかねないため、市場規模における電波利用料の負担率、その電波を利用している利用者数、電波の有効利用度や新規参入者の経営体力などの観点からも調整を図っていただけますよう強く要望いたします。

（2）電波有効利用の促進について

- ・ 例えば、移動体事業者が行うハーフレート化、マイクロセル化、第2世代から第3世代へ移行するなど電波の有効利用を図っている場合でも、無線局の廃局及び新設の扱いとなるため課金単位となる無線局が一時的に増加し、電波利用料を二重課金されています。
- ・ このような電波の有効利用のための一時的な局数増加による二重課金の制度は、電波有効利用に対するインセンティブがなくなるためどちらかの局のみに課金するよう制度の見直しを強く要望します。

(2) 電波利用料の使途について

- ・ 電波利用料の使用については、今後一層、電波の有効利用が進み、より多くの事業者・技術に周波数が割り当てられ、競争が促進するよう強く要望いたします。

(3) 周波数オークション実施時のような料額の高騰の防止

- ・ 周波数オークション実施時のような料額の高騰の防止を取り入れていることについて賛成いたします。

【論点②】 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方

(1) 既得権益化防止の対策について

- ・ 電波利用が既得権益化とならないようにするために、電波割当後の利用状況を監視し、公開をするべきと考えます。割当られた電波を使用していない場合は、精査し、新規参入事業者に再割当していただけますよう強く要望いたします。
- ・ 例えば、新たに加入者を獲得していない場合や、周波数に比べて利用の低い場合は、コストをかけても代替サービスへ移行するなどの措置をとって、電波の再割当を検討すべきと考えます。

(2) 無線局数ではなく、利用者数や周波数利用効率に比例すべき

- ・ 現在でもさまざまな無線技術があるように、セルが小さい無線局もあれば、大きい無線局もあります。今後もどのような新技術が開発されるかわからない中、無線局数で電波利用料を算出するのは問題であると考えます。
- ・ セルが小さい無線局であっても利用者数が多く収容可能な場合は、電波を有効利用しているといえますので、無線局数で一律課金するよりは電波の有効利用のインセンティブがうまれるような課金方法を取り入れるべきと考えます。

(3) 利用者数に比例するものは、一定の利用者数や周波数利用効率を達成すると定額となるように設定すべき

- ・ 新規参入事業者や新規展開地域での投資インセンティブがおこるよう、電波利用料は利用者数に比例して事業者の初期コストを小さく抑えるようにするのが望ましいと考えます。
- ・ また、電波有効利用の観点から、一定の利用者数や周波数利用効率を達成すると定額になるよう設定するのが望ましいと考えます。

【論点③】電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策

(1) デジタルディバイド解消に向けた取組み

- ・ 地理的なデジタルディバイドの解消の推進について基本的に賛成いたします。
- ・ しかしながら、その方法としては、地方の電波利用料を無料にするなどの投資インセンティブを設けるような方法がよいと考えます。
- ・ 事業者に補助金を与えるような仕組みにする場合は、競争中立の観点からも慎重に議論する必要があると思います。その場合は、電波利用料を使うべきではなく、政府の一般財源や、ユニバーサルサービス基金のような別の枠組みとして検討すべきと考えます。

(2) フィールド実験の促進施策

- ・ 技術は日進月歩ですすんでおり、周波数の有効利用に効果的な技術や優れたサービスが可能な技術など、さまざまな技術が出現しており、そのような新しい技術をもって新規参入を希望する事業者が数多く存在することが、市場活性化には重要です。しかしながら、新しい技術も実際にフィールドでの検証の場がなければ、その技術の能力の立証やそれに基づく事業計画の策定も困難であり、そのような状況が、新規参入を抑制する結果になっていると考えます。従って、新しい技術をフィールドにおいて簡易な手続きで期間限定で実験を行い、その能力を検証できるようなスキームを構築していただくことを要望いたします。

【論点④】納付義務者の範囲について

(1) 特例措置の継続の是非について

- ・ 公共性が高い消防や救急無線については継続をすべきと考えます。